

## 平成 24 年度第 3 回 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 会議録

日時 平成 24 年 10 月 24 日（水）午後 1 時 30 分

場所 市庁別館 8 階 研修室

出席委員（13 名）

坂本部長、岸原副部長、白取委員、澁田委員、山田委員、小野寺委員、浮木委員、分枝委員、斎藤委員、古舘委員、新坂委員、嶋守委員、平委員

欠席委員（3 名）

豊田委員、山本委員、千葉委員

事務局

梅内市民健康部長、田名部福祉部長兼福祉事務所長、

木村市民健康部次長兼健康増進課長、鬼柳市民健康部次長兼国保年金課長、梅内福祉部次長兼障がい福祉課長

〔健康増進課〕石藤副参事

〔介護保険課〕矢羽々介護保険課長、田茂副参事、榊原主幹、佐藤主幹、岩崎主幹、松村主査、大里主査

〔高齢福祉課〕長谷川高齢福祉課長、中居地域包括支援センター所長、嶋森副参事、木村主事

司会（榊原主幹）：それでは定刻となりましたので、ただいまから平成 24 年度第 3 回介護・高齢福祉部会を開会いたします。本日の出席委員は 13 名で、欠席委員は豊田委員、山本委員、千葉委員となっております。半数以上の出席者ですので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。それでは、議長は部会長に務めていただきます。坂本部長お願いいたします。

議長（坂本部長）：それでは、会議に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。さて、今日は第 3 回目の部会ということでございますが、議題は、第 1 回目の部会で説明を受けましたように、地域密着型サービスに係わる基準の条例の制定についてということで、市としてはどのようにしていくかというふうなことについて、地域密着型サービス運営委員会において委員からいろいろな意見をいただいたところでありまして、それをまとめてパブリックコメントも実施したようでございますので、今日は、改めて事務局から説明していただき、地域密着型サービス運営委員会での審議について皆様に共通認識をもっていただいております。今日は、最終案ということで、これでよければ 12 月議会のほうに提案させていただきたいというふうなことでございますので、よろしく願いいたします。それでは、早速議事に入ります。(1)の地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について、事務局から説明をお願いします。岩崎主幹。

岩崎主幹：介護保険課の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って御説明させていただきます。資料「(1)地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について」の 1 ページをお開きください。条例制定の背景及び概要についてでございます。今年 6 月の第 1 回目の部会で御説明いたしましたが、改めてポイントを絞って御説明いたします。国が推進する地方分権改革の一環として、平成 23 年に「地域の自主性及び自立性を

高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」と「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、介護保険法が改正となりました。これにより、市が指定・指導監督の権限を有する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業に係る「申請者の法人格の有無に係る基準」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員に係る基準」、「人員、設備及び運営に関する基準」の3つについて、市が条例で定めることとなったものです。上記の3つの基準は、項目ごとに、「国の基準に従い定めるもの」、「国の基準を標準として定めるもの」、「国の基準を参酌して定めるもの」に分類されており、条例の制定に当たっては、これを踏まえ市の実情に応じて内容を定めることとなります。資料の2ページを御覧ください。これまでの検討経過についてでございます。まず、条例案の検討に資するため、8月2日から8月22日までの期間、市内の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを行っている全52事業所を対象に、現行基準についての意見を問うアンケートを実施いたしました。全事業所から回答があり、3事業所から4件の意見が寄せられました。続いて、9月26日、地域密着型サービス運営委員会を開催し、条例案について委員の皆様から意見をいただきました。これを受け、事務局で再度検討し、条例案を一部修正しております。次に、条例案について広く市民の皆様から意見を募集するため、10月1日から15日までの期間、パブリックコメントを実施いたしました。周知方法は、市ホームページへの掲載、市庁・市民サービスセンター・公民館等、市内各施設での閲覧です。意見の提出はありませんでした。3ページ、4ページをお開きください。検討した内容をまとめたものでございます。表は、左から検討した主な項目・内容、現行基準、検討経過で、検討結果については、現行基準のとおりとするもの、異なる基準を定めるものを丸印で表示しております。①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の定員について、現行基準は1人、ただしサービスの提供上必要な場合は2人とする事となっております。現在、市内5事業所のうち3事業所が4人以下の多床室を有しておりますが、個室は多床室より利用料等が割高となっております。また、介護老人福祉施設は、介護保険法上の指定を受ける前に、都道府県から老人福祉法上の特別養護老人ホームの認可を受けなければなりません。青森県では、居室の定員の基準を4人以下としております。このことから、条例案は定員を4人以下といたしました。地域密着型サービス運営委員会では、地方には低所得者が多いことから、賛成であるとの意見をいただきました。②サービス提供に関する記録の保存期間について、現行基準は、記録の保存期間は完結の日から2年間となっております。事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合、市はその介護報酬の返還請求をすることとなりますが、地方自治法により、返還請求の時効は5年となっております。現行基準では、介護報酬の返還請求をするに当たって必要な記録が残っていない場合が想定されることから、条例案は、保存しなければならない記録のうち、返還請求に必要な不可欠な具体的なサービス内容等の記録のみ保存期間を5年に延長することといたしました。地域密着型サービス運営委員会では、医療保険などは5年保存であり、賛成であるとの意見をいただきました。③非常災害対策について、ここに記載はありませんが、事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難・救出など必要な訓練を行うこととされています。現行基準では、これに加えて、一部のサービスに、避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める規定が設けられております。この規定は、事業所の火災等の際に消火・避難

等に協力してもらえらるような体制作りを求める基準であり、条例案では、利用者の安全・安心の確保のため、規定の対象を、宿泊サービスのない訪問系サービスを除く全サービスに拡大することといたしました。なお、地域密着型サービス運営委員会では、東日本大震災の際、事業所が地域の拠点として支援を行う側になり、地域住民の協力を得ることは難しく、市として町内会等に働きかけるべきではないかとの御意見をいただきました。この点につきまして、現在、市では、災害時要援護者名簿の作成、自主防災組織立ち上げの支援、福祉避難所確保に関する協定締結等、広域的な災害時の対策に努めております。④以降の項目は、事業所アンケートで寄せられた意見でございます。④運営推進会議の開催回数の見直しについて、現行基準では、「地域との連携等」の項目で、事業者は、おおむね2月に1回以上、運営推進会議を開催することとなっております。アンケートでは、開催回数について、事業所に一任し、年4～6回とするなど、幅を持たせてほしいという意見がありました。これについて、運営推進会議は、広く利用者等の声を採り入れる場として位置付けられ、これを達成するために必要な最低限度の基準であると考えられることから、条例案は国の基準のとおりといたしました。⑤認知症対応型通所介護の利用定員の見直しについて、アンケートでは、その事業所の現在の利用定員は10人となっており、市の基準を国と同じ12人以下にしてほしいとの意見がありました。現行基準では、国の基準は12人以下としており、これに代わる市の基準は定められておりません。なお、これまでの認知症対応型通所介護の整備の経過でございますが、第3期計画では、事業所からの申請に基づき、利用定員が10人の事業所が5か所、12人の事業所が1か所の整備となっております。また、第5期計画では、審議過程において、既存の5か所の定員を10人から12人に増員する案も検討されましたが、最終的には12人の定員1か所の新設整備を見込む内容となった経緯がございます。⑥から⑨までは、今回の法改正以前に、市が制定していた認知症対応型共同生活介護に係る基準4項目について、見直しを求める意見です。この基準についてですが、「八戸市指定認知症対応型共同生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の名称で、地域密着型サービスが創設された平成18年度に制定したものです。制定の背景として、県が行っていた事業者の指定・監督を市が行うに当たり調査をしたところ、一部の事業所に改善が必要な状況が見られたことから、国の基準が曖昧であったり、不明確であった項目について定める必要があった経緯がございます。市の基準の制定から約6年が経過し、現在は、事業所の運営は良好に保たれており、一部の項目は国の基準が市の基準と同様に改正されている状況です。⑥夜勤者の休憩時間の上限の設定について、現行では、国の基準はなく、市の基準では、労働基準法で定める休憩時間以上、市の基準で定める休憩時間以下としております。基準を設けた背景には、休憩時間を長く設定し、実質夜勤とは言えない勤務体制の事業所があったことがあります。当初の条例案では、基準廃止により、長時間の休憩を設定する事業者が出ないよう、また、夜間及び深夜の利用者の安全確保の観点から、夜勤のある全ての入所系サービスの「勤務体制の確保」の項目に、夜勤体制の確保に配慮すべき規定を追加いたしました。地域密着型サービス運営委員会では、国の基準の「利用者が安心して日常生活を送ることができるよう配慮する」の規定に、夜間・深夜の勤務も含まれていると解釈されることから、あえて条文にする必要はないのではないかという意見をいただきました。これを受け、事務局で再度検討した結果、条例案を、市の基準は廃止し、国の基準のとおりとすることに修正いたしました。⑦非常勤の計画作成担当者に対する最低勤務時間の設定について、国の基準では、計画作成担

当者の常勤・非常勤は問わず、非常勤の場合、「利用者の日常の変化を把握するに足る時間の勤務は少なくとも必要」とされているのみで、具体的な勤務時間は定められておりません。市の基準では、非常勤の計画作成担当者を配置する場合は、明確な時間数を設定する必要があると考え、週30時間以上の勤務時間を確保することとしております。条例案では、当初、市の基準を廃止し、全サービスを対象に、「介護計画の作成」の項目に、作成担当者の業務遂行のための勤務時間の確保に努める規定を追加することといたしましたが、地域密着型サービス運営委員会では、勤務時間の判断基準が明確でなく、具体的イメージが湧かないとの御意見がありました。これを受け、事務局で再度検討した結果、条例案を、市の基準を廃止し、国の基準のとおりとすることに修正いたしました。⑧ユニットごとに配置する夜勤者数の義務付けについて、ユニットとは、少数の個室と共同生活室によって一体的に構成される共同生活住居の単位で、1ユニットは9人以下となっております。現行の市の基準では、1ユニットごとに1人の夜勤者を配置することを義務付けております。制定当時、国の基準は、夜勤者は2ユニットは1人、3ユニットは2人で可とされており、複数のユニットを有する事業所では夜勤者の負担が大きいことから、市の基準を設けたものです。現在、国の基準は、市の基準と同様の内容に改正されていることから、条例案は、市の基準を廃止し、国の基準のとおりといたしました。⑨計画作成担当者に必要な研修の受講における減算規定の及ぶ範囲について、計画作成担当者の研修受講は必須要件であり、修了していなければ介護報酬が減算となります。現行の市の基準では、計画作成担当者の急な離職等の後に研修の機会が無かった場合等、事業所の責によらない場合は減算の対象から除いております。現在は、国の「地域密着型サービスの介護報酬通則」において、市の基準と同様に取り扱うよう定められていることから、条例案は、市の基準を廃止し、国の基準のとおりといたしました。地域密着型サービス運営委員会では、市の基準の廃止に当たり、誤解のないよう事業所に十分周知してほしいとの意見をいただきました。⑩複合型サービスの実施要望について、事業所アンケートで基準以外の項目ですが、平成24年度に創設された複合型サービスの実施を要望する意見がありました。地域密着型サービス運営委員会でも、複合型サービスは今後需要が高まると思われ、第5期計画では整備を見込んでいないが、今後検討してほしいとの意見をいただいております。5ページをお開きください。これまでの検討内容を踏まえた条例案の最終案となっております。まず、「従うべき基準」及び「標準」の項目については、国の基準のとおりといたします。そして、「参酌すべき基準」のうち、次の3項目は国の基準と異なる基準とし、それ以外は国の基準のとおりといたします。(1)居室の定員について、3ページ①で御説明しましたように、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、国の基準では、居室の定員1人、サービスの提供上必要と認められる場合2人としているところを、条例案は、4人以下といたしました。(2)サービス提供に関する記録の保存期間について、3ページ②で御説明しましたように、全サービスを対象に、国の基準では、サービスの提供に関する記録を完結の日から2年間保存するとしているところを、条例案は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から具体的なサービス内容等の記録については5年間、それ以外は2年間保存することといたしました。(3)非常災害対策について、3ページ③で御説明しましたように、対象となるサービスは、介護予防を含む認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の3つでございます。国の基準では、非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制の整備の

ほか、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとしているところに、条例案は、「避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める」規定を追加することといたしました。ここで、お手元に別冊でお配りしている少し厚い資料について御説明いたします。こちらが「(仮称) 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(案)」でございます。条例案は、条文が300条弱に及ぶため、この資料では、サービス・項目ごとに基準の概要をお示ししております。6ページをお開きください。先ほどの国の基準と異なる基準を設けた項目につきましては、27番「記録の整備」の欄にございますように、下線を引いて表示してございます。他の項目については、事前に資料を送付させていただいておりますので、御説明は割愛させていただきます。(1)の資料に戻りまして、6ページを御覧ください。今後のスケジュールでございます。本日、第3回介護・高齢福祉部会で御審議いただき、条例の最終案をまとめたいと考えております。条例案は、12月市議会定例会に上程し、議決を経た後、事業所あてに文書で通知を行い、平成25年4月1日の条例施行までの1月から3月に、事業所に周知をしていく予定でございます。説明は以上でございます。

坂本部長：ただいま、事務局から説明がありました。それでは、先に質問をお受けして、その後に意見を賜りたいと思います。なお、本日欠席の千葉委員からは、地域密着型サービス運営委員会での意見に対応していただいておりますということをお伝えしてくださいということでしたので、私のほうから申し上げておきます。それでは、御質問ありますでしょうか。ないようですので、それでは皆様のほうから意見を承りたいと思います。分枝委員いかがですか。

分枝委員：資料3ページの①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の定員についてですが、国が進めている基本は個室、1人というのを、今回、地方の状況等ニーズに合わせて4人以下にすることは、福祉の基本理念からいけば一部逆行する部分はあるという認識を皆さんお持ちではないかなあと思うんですね。国が示したものであるというのは、生活の質を向上させるということで個室にしたという経過があるはずなんです。ただ、低所得者の方が多い地方都市においてはやむを得ない部分かなあと。ここで大きく軸足を移すわけですから、我々委員としてもそういう現実的なものと、そして、将来個室に戻すということもありうるのかなあと私は思っておりますけれども。あと一つ、形として、修光園サテライトは個室ユニットと多床室の2つが共存している状態ですよね。それをイメージされているのか、全ての部屋が多床室なのかという。

坂本部長：どちらでもいいですよということです。

分枝委員：それであれば、皆さんどれを選ぶかということですね。分かりました。

坂本部長。それでは、最終案でよろしいですか。

分枝委員：はい。

坂本部長：それでは、斎藤委員。

斎藤委員：意見は特にありませんが、一つお聞きしたいんですけれども、②の介護報酬の返還請求のところで、介護報酬の返還は、八戸市で最近結構あるんでしょうか。

坂本部長：佐藤主幹。

佐藤主幹：平成23年度で申し上げますと、9事業所、438,839円で利用者負担を含む金額と

なっております。また、主な返還理由といたしましては、外泊・入院しているにもかかわらず介護報酬を算定している、それから、加算の算定要件を満たしていないということになっております。

斎藤委員：分かりました。それほど大きな金額にはなっていないということですね。

坂本部長：それでは、最終案でよろしいですか。

斎藤委員：はい。

坂本部長：それでは、古舘委員。最終案でよろしいですか。

古舘委員：はい。

坂本部長：新坂委員、よろしいですか。

新坂委員：よろしいです。

坂本部長：嶋守委員、よろしいですか。

嶋守委員：はい。

坂本部長：平委員、よろしいですか。

平委員：はい。

坂本部長：浮木委員、よろしいですか。

浮木委員：よろしいです。

坂本部長：小野寺委員、よろしいですか。

小野寺委員：はい。

坂本部長：山田委員、よろしいですか。

山田委員：はい。

坂本部長：澁田委員、よろしいですか。

澁田委員：市の実情に合わせたところが入っていて、よろしいです。

坂本部長：白取委員、よろしいですか。

白取委員：はい。

坂本部長：岸原副部長、よろしいですか。

岸原副部長：はい。

坂本部長：それでは、最終案を了承したということにいたします。議事は以上ですが、事務局から連絡事項はありますか。矢羽々課長。

矢羽々課長：御審議ありがとうございました。それでは、次回の第4回介護・高齢福祉部会の日程について御連絡いたします。日時は、来年1月23日水曜日午後1時30分から、場所は、本日のこの会場を予定しております。後日、文書で御案内差し上げますので、よろしく願いいたします。連絡事項は以上です。

榊原主幹：それでは、これをもちまして平成24年度第3回介護・高齢福祉部会を閉会いたします。